

令和8年度 家庭の教育力アップ支援事業 実施要項

1 趣 旨

地域の間人関係の希薄化や生活スタイルの変化等に伴い、保護者同士が子育ての悩みを共有したり、身近な人から家庭の教育力を高める方法について学んだりする機会が減少している。

また、地域で家庭教育支援活動に取り組む支援者の養成や資質向上も求められている。

大分県教育委員会では、市町村・PTA・子育てサークル等の各種団体の行う「家庭教育」に関する研修等に求めに応じた講師等を派遣し、支援者の養成や資質向上・保護者の学びを支援することを通して、家庭教育支援の充実に向けた取組を推進する。

2 対 象

家庭教育支援の充実や家庭の教育力の向上を図る目的で実施する以下の研修会等

○市町村・PTAや保護者会・家庭教育支援チーム等が実施主体となり、家庭教育支援に係る支援者の養成や資質向上に資する学びの機会提供するもの

○市町村・PTAや保護者会・子育てサークル等の各種団体が実施主体となり、保護者や親子を対象に、家庭の教育力の向上に資する学びの機会を提供するもの

3 内 容

(1) 派遣対象

A 家庭教育支援に係る支援者の養成や資質向上に資する研修会における講師等

【 講演会・講義の講師、事例発表者、ファシリテーター等 】

B 保護者や親子を対象に、家庭の教育力の向上に資する学びの機会を提供する研修会における

講師等 【 講演会・講座の講師、ワークショップ・体験活動の講師、活動支援者、ファシリテーター等 】

(2) 補助対象経費

下記の①～④を補助対象経費とする。補助対象経費の上限額は【別表】のとおり。

①～④の支払いは、県が直接行う。

(①・②については、県の基準単価に準じて上限額を超えない範囲で支払う)

各費用において、その一部を支払うことはしない。

①報償費（講師謝金）

②旅費（講師旅費）

③使用料及び賃借料（会場借り上げ料）④需用費（講師飲料水、コピー用紙）

(3) 募集期間 ※予算の上限に達し次第、受付終了

令和8年6月1日（月）から随時受付

(4) 実施期間（対象となる研修の実施期間）

令和8年7月1日（水）～令和9年2月10日（水）

4 申 請

希望する団体等は、実施予定日の30日前までに申請書（別紙1）を、
県教育庁社会教育課長に提出する。

5 実績報告

事業終了後10日以内に、県教育庁社会教育課長に以下の①～④を提出する。

①報告書（別紙2）

②開催要項又は実施要項及び、実施の概要が分かる資料（当日のレジュメ、研修資料等）

③参加者アンケート結果（参加者満足度を集計した結果について報告してください）

及び、参加者感想

④写真（当日の様子が見えるもの6枚以上 A4用紙1枚に貼付ください）

【別表】

《 1 講座当たりの上限額 》

番号	補助対象経費目	上限額 (単位:円)	備考
①	報償費 (講師謝金)	36,800	1時間当たり、1人: ¥6,000が上限
②	旅費 (講師旅費)	19,840	
③	使用料及び賃借料 (会場借り上げ料)	20,640	
④	需用費 (講師飲料水)	1,352	
④	需用費 (コピー用紙)	7,280	